

別記

第1号様式（第4条関係）

高知県環境不動産計画書

年 月 日

高知県知事

様

申請者 住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

生年月日

高知県環境不動産の認定等に関する取扱要綱第4条第1項の規定により、次のとおり提出します。

1 建築物の名称及び所在地	名称 所在地
2 建築物の概要	(1) 工事種別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 (2) 延べ面積 () m ² ※併用住宅にあっては、居住部分の床面積 () m ² (3) 用途区分 () (4) 構造 (5) 木材使用量等 木材使用量 () m ³ 県産木材 () m ³ 県産木材使用率 () % (県産木材使用量÷木材使用量) (6) 高さ及び階数 () m 地上 () 階 地下 () 階 (7) 工事着手予定年月日 (8) 工事完了予定年月日
3 高知県環境不動産 独自基準による評価 結果	

4 建築環境総合評価システム（CASBEE－建築（新築））による評価結果	評価員番号 有効期限 氏名 住所 電話	評 価 結 果	
5 連絡先担当者	氏名 会社名 住所 電話 e-mail <div style="text-align: center;">ファクシミリ</div>		
6 備考			

注1 提出は建築物ごとに行ってください。

注2 2の欄の（1）工事種別は、該当する□にレ印を記入してください。

注3 集合住宅や住宅については、地上4階建て以上の建築物が高知県環境不動産の対象となります。

注4 本計画書には、設計書並びに木材使用量及び県産木材使用量の確認することができる書類を添付してください。

注5 高知県環境不動産独自基準による評価結果及び建築環境総合評価システム（CASBEE－建築（新築））による評価結果については、評価した項目の根拠となる資料を添付してください。

注6 誓約書（別紙1）を添付してください。

別紙

誓約書

私は、高知県環境不動産計画書、高知県環境不動産変更計画書及び高知県環境不動産認定申請書の提出に当たり、当該書類及び関係書類への記載内容が事実と相違ないことを誓約します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、確認及び認定の取消し並びにこれに伴う容積率の緩和及び不動産取得税の課税免除の取消しに異議なく応じます。

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者・職) 氏名 (自署)

第2号様式（第4条、第8条関係）

高知県環境不動産事前確認通知書

確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日

建築主 様
住 所

高知県知事 印

令和 年 月 日付けで高知県環境不動産計画書の提出のあった当該建築物については、提出された高知県環境不動産独自基準において（評価結果を記載）、CASBEE-建築（新築）の自主評価において（評価結果を記載）であることを確認したため、高知県環境不動産の認定等に関する取扱要綱第4条第3項の規定により、高知県環境不動産として確認しました。

なお、変更等により高知県環境不動産の認定基準を下回った場合には、確認を取り消す場合があります。

- 1 施設名
- 2 所在地

高知県環境不動産変更計画書

年 月 日

高知県知事

様

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

高知県環境不動産の認定等に関する取扱要綱第5条第1項の規定により、次のとおり提出します。

1 建築物の名称及び 所在地	名称 所在地		
2 建築物の概要	(1) 工事種別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 (2) 延べ面積 () m ² ※併用住宅にあっては、居住部分の床面積 () m ² (3) 用途区分 () (4) 構造 (5) 木材使用量等 木材使用量 () m ³ 県産木材 () m ³ 県産木材使用率 () % (県産木材使用量÷木材使用量) (6) 高さ及び階数 () m 地上 () 階 地下 () 階 (7) 工事着手年月日 (8) 工事完了予定年月日		
3 高知県環境不動産 独自基準による評価 結果			
4 建築環境総合評価 システム（CASBE E-建築（新築））によ る評価結果	評価員番号 有効期限 氏名 住所 電話	評 価 結 果	

5 連絡先担当者	氏名 会社名 住所 電話 e-mail ファクシミリ
6 確認番号及び確認 年月日	確認番号 確認年月日
7 備考	

注1 提出は建築物ごとに行ってください。

注2 2の欄の(1)工事種別は、該当する□にレ印を記入してください。

注3 集合住宅や住宅については、地上4階建て以上の建築物が高知県環境不動産の対象となります。

注4 本計画書には、設計書並びに木材使用量及び県産木材使用量の確認することができる書類を添付してください。

注5 高知県環境不動産独自基準による評価結果及び建築環境総合評価システム(CASBEEー建築(新築))による評価結果については、評価した項目の根拠となる資料を添付してください。

第4号様式（第5条関係）

高知県環境不動産変更確認通知書

確認番号 第 号
変更確認年月日 年 月 日

建築主 様
住 所

高知県知事 印

令和 年 月 日付けで高知県環境不動産変更計画書の提出のあった当該建築物については、提出された高知県基準において（評価結果を記載）かつCASBEE－建築（新築）の自主評価において（評価結果を記載）であることを確認したため、高知県環境不動産の認定等に関する取扱要綱第5条第2項の規定により、高知県環境不動産として確認しました。

なお、変更等により高知県環境不動産の認定基準を下回った場合には、確認を取り消す場合があります。

- 1 施設名
- 2 所在地

高知県環境不動産認定申請書

年 月 日

高知県知事

様

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

高知県環境不動産の認定等に関する取扱要綱第6条第1項の規定により、次のとおり提出します。

1 建築物の名称及び 所在地	名称 所在地		
2 建築物の概要	(1) 工事種別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 (2) 延べ面積 () m ² ※併用住宅にあつては、居住部分の床面積 () m ² (3) 用途区分 () (4) 構造 (5) 木材使用量等 木材使用量 () m ³ 県産木材 () m ³ 県産木材使用率 () % (県産木材使用量÷木材使用量) (6) 高さ及び階数 () m 地上 () 階 地下 () 階 (7) 工事着手年月日 (8) 工事完了年月日		
3 高知県環境不動産 独自基準による評価 結果			
4 建築環境総合評価 システム（CASBE E-建築（新築））によ る評価結果	評価員番号 有効期限 氏名 住所 電話	評 価 結 果	

5 連絡先担当者	氏名 会社名 住所 電話 e-mail ファクシミリ
6 確認番号及び確認年月日	確認番号 確認年月日
7 備考	

注1 提出は建築物ごとに行ってください。

注2 2の欄の(1)工事種別は、該当する□にレ印を記入してください。

注3 集合住宅や住宅については、地上4階建て以上の建築物が高知県環境不動産の対象となります。

注4 本計画書には、設計書並びに木材使用量及び県産木材使用量の確認することができる書類を添付してください。

注5 高知県環境不動産独自基準による評価結果及び建築環境総合評価システム(CASBEE-建築(新築))による評価結果については、評価した項目の根拠となる資料を添付してください。

第6号様式（第6条関係）

高知県環境不動産認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

建築主 様
住 所

高知県知事 印

令和 年 月 日付けで高知県環境不動産認定申請書の提出のあった当該建築物については、提出されたCASBEE-建築（新築）の自主評価において（評価結果を記載）、高知県基準において（評価結果を記載）であることを確認したため、高知県環境不動産の認定等に関する取扱要綱第6条第2項の規定により、高知県環境不動産として認定しました。

- 1 施設名
- 2 所在地

第7号様式（第10条関係）

不動産取得税課税免除申請書

年 月 日

高知県知事

様

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

高知県環境不動産の建築の促進に関する条例第12条第1項の規定による不動産取得税の課税免除を受けたいので、高知県環境不動産の認定等に関する取扱要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請に係る不動産	所在地			
	家屋番号		種類	
	構造		延べ面積	m2
	取得年月日		取得原因	
	使用目的			
添付書類	<input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 第6号様式（高知県環境不動産認定通知書） <input type="checkbox"/> その他			
備考				

不動産取得税課税免除決定通知書

年 月 日

様

高知県知事

印

年 月 日付けで課税免除の申請のありました不動産取得税については、次のとおり決定しましたので通知します。

申請に係る不動産	所在地			
	家屋番号		種類	
	構造		延べ面積	m2
	取得年月日		取得原因	
	使用目的			
決定事項	申請に係る不動産取得税の課税免除については、承認します・非承認とします。			
決定理由	高知県環境不動産の建築の促進に関する条例第12条の規定に該当します・非該当です。			
免除額				円

（審査請求及び取消し訴訟に関する教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表するものは、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1） 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消し訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。